

報道関係者 各位

平成31年 1月22日
【照会先】大臣官房人事課
参事官 藤枝 茂 (内線 7052)
人事調査官 菊池 育也 (内線 7081)
人事企画官 篠崎 拓也 (内線 7054)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2010

毎月勤労統計調査における不適切な事務処理に関する関係者の処分等について

毎月勤労統計調査における不適切な事務処理について、統計の専門家、弁護士等の外部有識者で構成される「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」において、事実関係と責任の所在の解明が行われ、厚生労働大臣に調査報告書が提出されました。

この調査報告書を踏まえ、厚生労働大臣をはじめ政務三役のけじめをつけるとともに、担当職員及び組織管理上の責任を有する職員に対する処分等を行いましたので、公表します。

1. 処分等

役 職	処分量定
厚生労働事務次官	訓 告
厚生労働審議官	訓 告
政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）	減給1月間（1／10）
統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長）	減給3月間（1／10）
専門官（元雇用・賃金福祉統計室長）	減給6月間（1／10）
専門官（元雇用・賃金福祉統計課長）	減給3月間（1／10）
元雇用統計課長	減給6月間（1／10）相当
元雇用・賃金福祉統計課長	減給3月間（1／10）相当
元雇用統計課長 3人	減給1月間（1／10）相当
元政策統括官（統計・情報政策担当）	減給3月間（1／10）相当
元統計情報部長	減給3月間（1／10）相当
元政策統括官（統計・情報政策担当）	減給1月間（1／10）相当
元統計情報部長 3人 ※	減給1月間（1／10）相当
元統計情報部長 5人	戒 告 相 当

※うち1人は、現在、出向中のため国復帰時に処分を実施予定。

なお、退職しているため処分することはできないが減給処分相当の者については、相当する額の自主返納を求める。

2. 自主返納

役 職	自主返納
厚生労働大臣	就任時から1月分までの給与（4ヶ月分） 及び賞与全額（1回分）
大口副大臣	就任時から1月分までの給与（4ヶ月分） 及び賞与全額（1回分）
高階副大臣	就任時から1月分までの給与（4ヶ月分） 及び賞与全額（1回分）
上野大臣政務官	就任時から1月分までの給与（4ヶ月分）（※）
新谷大臣政務官	就任時から1月分までの給与（4ヶ月分）（※）
厚生労働事務次官	俸給月額の10% 1ヶ月
厚生労働審議官	俸給月額の10% 1ヶ月

（※）大臣政務官の賞与額については、返納可能額がない。